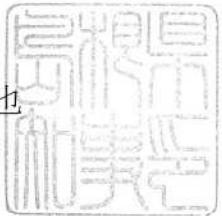


原 第 7 0 4 号
令和5年12月15日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 伊藤 信太郎 様

島根県知事 丸山達也
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所1号機の廃止措置に係る要請について

本県は、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第3項に基づき、令和5年8月8日に中国電力(株)から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について、別紙のとおり了解しました。

このたびの了解に当たり、貴職におかれでは、下記事項について、適切な対応をいただくよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から別添の意見の提出があり、これを添付するので、本県の要請事項と同様、適切な対応をいただくよう要請します。

記

自治体が進める原子力災害時の避難計画の住民への周知や、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援等について、引き続き必要な支援・協力をすること。